

備考	

(公私)全日本不動産協会 講習セミナー(2022)5083	

注意事項	
1 取引の関係者から請求があったときは、又は重要な事項説明のときは、本証を提示すること。 2 貸物が消滅されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる総選挙投票者が指定する 講習を受講すること。	